

担い手確保・経営強化支援事業

【4, 950百万円】

対策のポイント

先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、必要な農業用機械・施設の導入を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、今後の農業界を牽引する優れた経営感覚を備えた担い手を育成・支援することにより、力強く持続可能な農業構造を実現することが必要です。

政策目標

次世代を担う経営感覚に優れた経営体を育成
(10%以上の付加価値額の拡大、売上高の拡大又は経営コストの縮減)

<主な内容>

適切な「人・農地プラン」が作成されており、農地中間管理機構を活用している地区（又は活用することが確実な地区）において、先進的な農業経営の確立に意欲的に取り組む地域の担い手※が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する際、融資残について補助金を交付することにより主体的な経営発展を支援します。

また、新たな国際環境に向けて輸出等に取り組む担い手を配分基準ポイントの加算により積極的に支援します。

併せて、融資の円滑化等を図るため、農業信用基金協会への補助金の積増しによる金融機関への債務保証（経営体の信用保証）を支援します。

※ 地域の担い手とは、人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること又は農地中間管理機構から貸借権の設定等を受けた者

補助率：融資残額（事業費の1／2以内）
配分上限額（個人1,500万円、法人3,000万円）
事業実施主体：市町村

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課（03-6744-2148）]

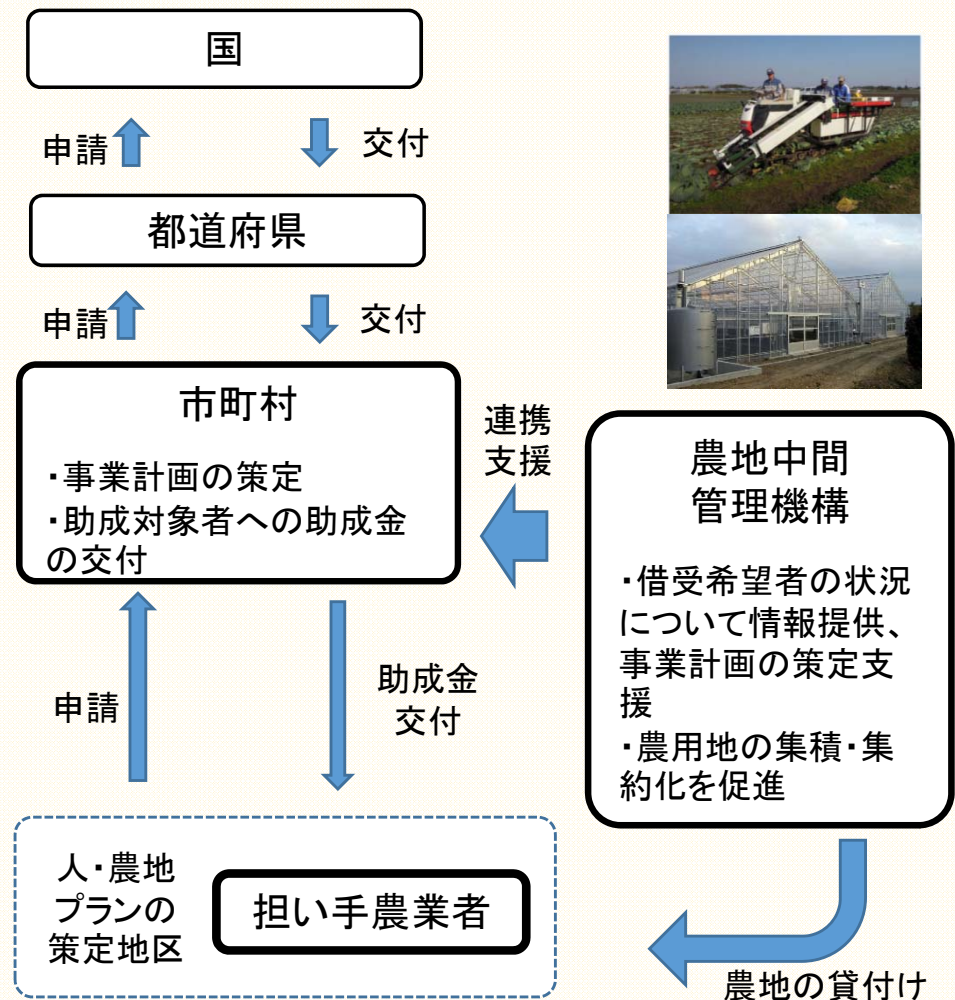
担い手確保・経営強化支援事業

先進的な農業経営の確立に意欲的な地域の担い手に対し、農業用機械・施設の導入を支援

事業の内容

- 事業概要
 - ・ 農地中間管理機構を活用して農地の集積・集約化に取り組む地区において、先進的な農業経営の確立に取り組む担い手が融資を受けて行う機械・施設の導入を支援。
 - ・ 輸出等に取り組む担い手に配分基準ポイントを加算。
- 補助対象メニュー
農業用機械、農業用ハウス等施設の導入 等
- 助成対象者
人・農地プランに位置付けられた中心経営体であり、かつ認定農業者、認定新規就農者若しくは集落営農組織であること、又は農地中間管理機構から賃借権の設定等を受けている者であること
- 補助率 事業費の1/2以内
(配分上限額: 個人1,500万円、法人3,000万円)
- 事業実施主体 市町村

事業の流れ



担い手経営発展支援金融対策事業 (スーパーL資金の金利負担軽減措置)

対策のポイント

スーパーL資金の金利負担軽減措置により、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に意欲的に取り組む農業者を、金融面から強力に支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、規模拡大、農産物輸出等の攻めの経営展開に取り組む農業者が行う投資を、金融面から後押しすることが重要です。

政策目標

担い手への資金調達の円滑化による経営感覚に優れた経営体の育成

<主な内容>

人・農地プランの中心経営体等として位置付けられた認定農業者が新たに攻めの経営展開のために借り入れるスーパーL資金について、貸付当初5年間の金利負担を軽減する措置を講じます。

1. 対象者

人・農地プランの中心経営体として位置付けられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画を策定した者

2. 借入条件等

(1) 対象資金

スーパーL資金

(2) 借入限度額

個人： 3億円（複数部門経営等は6億円）

法人： 10億円（常時従事者数に応じ20億円）

(3) 償還期限

25年以内（うち据置期間10年以内）

(4) 融資枠

TPP等対策特別枠として1,000億円

(5) 金利負担軽減措置

貸付当初5年間実質無利子化（最大2%の引下げ）

3. 事業実施主体

公益財団法人農林水産長期金融協会

<取扱融資機関>

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫）

[お問い合わせ先：経営局金融調整課（03-6744-2165）]

担い手経営発展支援金融対策事業

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、新たに攻めの経営展開に取り組む意欲ある農業者を金融面から支援するため、スーパーL資金の実質無利子化枠を拡充する。

●対象者

人・農地プランの中心経営体に位置づけられた認定農業者又は農地中間管理機構から農用地等を借り受けた認定農業者であって、新たに攻めの経営展開（※）に取り組む者

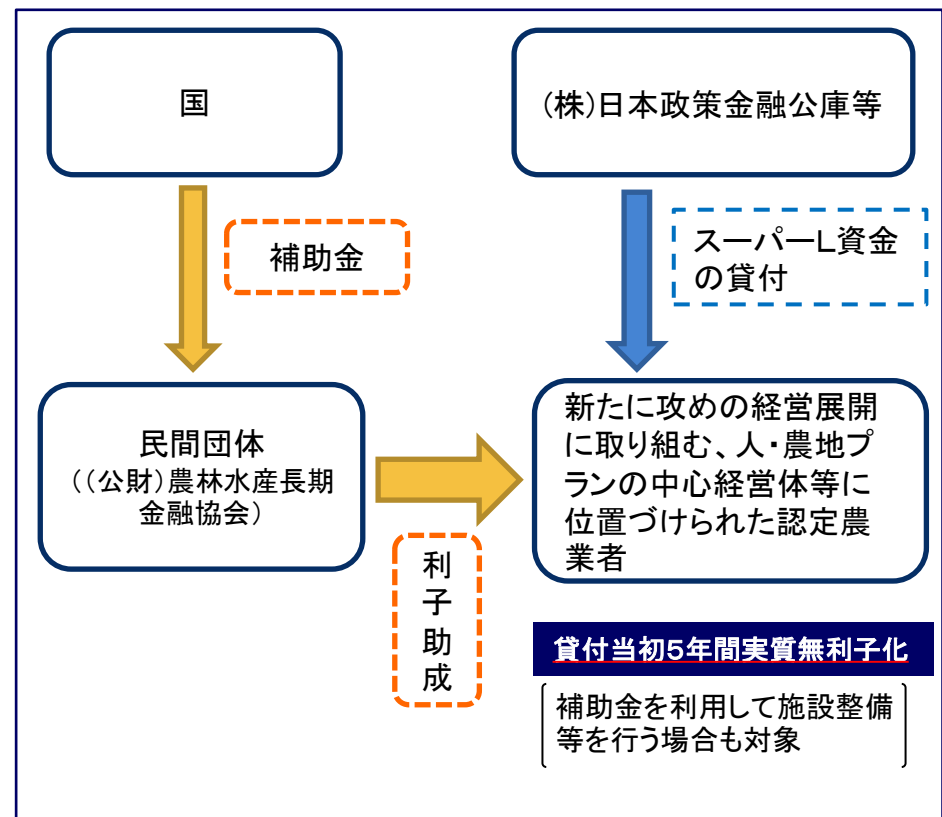
〈※攻めの経営展開の例〉

輸出、加工・販売事業、急激な経営規模の拡大、低コスト化への取組、TPP等関連対策（畜産クラスター対策、産地パワーアップ事業等）を活用した取組

●貸付当初5年間実質無利子化

●融資枠

当面必要な額として1,000億円を追加



農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）

【35,000百万円】

対策のポイント

農地中間管理事業の重点実施区域等において、担い手への農地集積・集約化を加速化し、米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のための整備を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、米の生産コストを早期かつ大幅に削減するなど、我が国農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・このため、担い手への農地集積・集約化を加速化するとともに、大型機械等の導入が可能な農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等を可能とするパイプライン化、地下かんがい施設等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

担い手の米の生産コストが9,600円／60kg※を下回り、かつ、同コストをおおむね10%以上削減するよう農地の大区画化・汎用化を推進

※ 平均的な米の生産コスト（16,000円／60kg（23年産米））から4割削減したコスト

<主な内容>

農地の大区画化等の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化や排水対策等を推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備等

（国費率、補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

農地の更なる大区画化・汎用化の推進（公共）

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、米の生産コストを早期かつ大幅に削減するなど、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
- このため、担い手への農地の集積・集約化を加速化するとともに、大型機械等の導入が可能な農地の大区画化や排水対策、水管理の省力化等のためのパイプライン化等の整備を推進。

1. 事業内容

○ 農地の大区画化・汎用化の推進

米の生産コストの早期かつ大幅な削減等のため、農地の大区画化、排水対策等を推進

主な工種：

区画整理

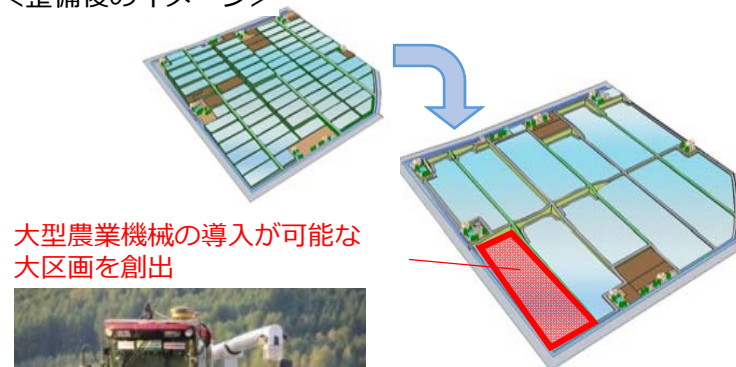
暗渠排水

農業用排水施設 等

国費率、補助率：

2／3、1／2 等

<整備後のイメージ>



大型農業機械の導入が可能な
大区画を創出



水管理の省力化・合理化を可能とするパイプライン化、地下かんがいを推進

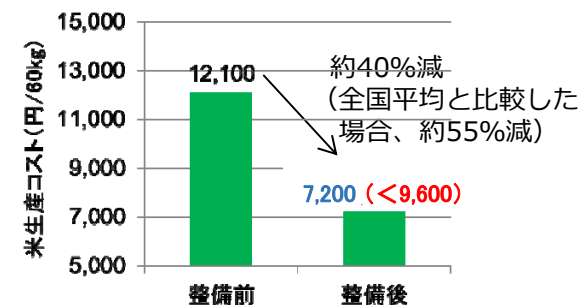


末端給水栓

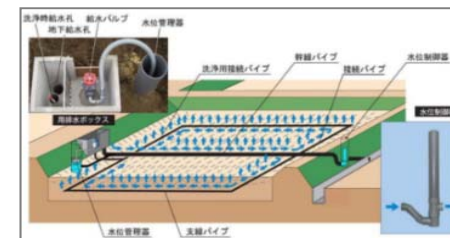


パイプライン化

<効果（米の生産コストの低減（円/60kg）>



※ 対象地区：
平均経営規模15ha程度以上かつ1ha程度以上の大区画で実施した地区（H22～24年度完了地区）
※ 「日本再興戦略」上の担い手の米生産コスト削減目標
16,000円/60kg → **9,600円/60kg**



地下かんがい

2. 実施要件

担い手の米の生産コストが9,600円／60kgを下回り、かつ、同コストがおおむね10%以上削減されることが見込まれること。

3. 実施主体

国、都道府県

中山間地域所得向上支援対策

【30,000百万円】

(優先枠を設けて実施)

対策のポイント

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組む場合に、実践的な計画策定、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等を総合的に支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、次世代を担う経営感覚に優れた担い手を支援し、我が国農業の体質強化を図ることが重要です。
- ・このため、意欲ある中山間地域において、農業者等による収益性の高い農産物の生産・販売等の取組を総合的に支援します。また、農地中間管理機構による担い手への農地集積にも配慮します。

政策目標

- 中山間地域所得向上支援対策の実施地域において、
- 品質向上や高付加価値化等により、販売額を10%以上向上
 - 水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売等の施設整備等により、生産・出荷コストを10%以上低減 等

<主な内容>

1. 中山間地域所得向上支援事業

10,000百万円

中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済みの地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により所得の確実な向上を図るため中山間地域所得向上計画を市町村等が策定します。計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て所得向上の確実性を高めるものとします。

この計画に基づき、生産～加工～流通～販売の各行程における基盤整備や施設整備等のメニューを選択する方式により、ワンストップで総合的に支援します。

中山間地域所得向上計画を策定した地域において実施する水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進、産地パワーアップ事業、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業を優先的に採択・配分します。

(1) 中山間地域所得向上推進事業

計画策定に係る調査・調整や農産物の販売戦略の策定、実務等における外部人材の活用、マーケティング調査など販路拡大の取組等を支援します。

(2) 基盤整備

水田の畑地化や客土等の簡易整備を含む農地整備、畑地かんがい施設等の水利施設の整備等を、地域の実情に応じて支援します。

(3) 施設整備等

収益性の高い農産物の生産拡大のため、

- ① 施設整備（集出荷・加工施設の整備、ハウス施設、直売所等の整備等）
 - ② 高収益農産物の生産（導入1年目の種子・肥料等の資材購入等）
 - ③ 高付加価値化・販売力強化（加工品等の商品開発、販路開拓等）
- 等を幅広く支援します。

（補助率：都道府県へは定額（事業実施主体へは1／2、55／100等）
事業実施主体：地方公共団体、農業者団体等）

2. 水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（優先枠）

12,000百万円

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。

（国費率、補助率：2／3、55／100等）
事業実施主体：国、都道府県

3. 産地パワーアップ事業（優先枠）

4,000百万円

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、集出荷施設の整備に係る経費等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、面積要件を課さないこととします。

（補助率：1／2以内等）
支援対象者：農業者、農業者団体等

4. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（優先枠）

4,000百万円

畜産クラスター計画に位置付けられた中心的な経営体に対し、収益力強化に必要な施設整備等について、中山間地域優先枠を設定し、1.の中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分します。また、地域全体の伸び率以上の取組をする場合に、規模拡大要件を緩和することとします。

（補助率：1／2以内等）
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

お問い合わせ先：

1の事業	農村振興局地域振興課	(03-3501-8359)
	農村振興局地域整備課	(03-6744-2200)
	農村振興局農村環境課鳥獣対策室	(03-3591-4958)
2の事業	農村振興局設計課	(03-3502-8695)
3の事業	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
4の事業	生産局畜産企画課	(03-3501-1083)

中山間地域所得向上支援対策 300億円(優先枠を設けて実施)

中山間地域所得向上支援事業 100億円

中山間地域所得向上推進事業

✓ 中山間地農業ルネッサンス事業の地域別農業振興計画を策定済の地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等により、所得の確実な向上を図る計画を市町村等が策定

✓ 計画策定に際しては、マーケティングの専門家など、第三者の参画を得て、所得向上の確実性を高めるものとする

○計画策定に係る調査・調整

○施設整備計画の策定

○実務等における外部人材の活用

○農産物の販売戦略の策定

○マーケティング調査等販路拡大の取組 等

基盤整備

基盤整備

- 水田の畑地化
- 簡易整備を含む農地整備
- 畑地かんがい施設等の水利施設整備等



◇水田の畑地化等



◇点滴かんがい

施設整備

- 集出荷・加工施設の整備
- ハウス施設、直売所等の整備
- 鳥獣の侵入防止柵、ジビエの処理加工施設等の整備 等



◇ハウス施設の整備



◇処理加工施設の整備

施設整備等

高収益農産物の生産

- 導入1年目の種子・肥料等の資材購入
- 栽培技術習得研修 等



◇新規作物の導入



◇栽培技術習得研修

高付加価値化・販売力強化

- 加工品等の商品開発、販路開拓
- 実需者との連携
- 新規パッケージ作成
- 販売技術習得研修 等



◇加工品開発の推進



◇消費地でのPR

関連事業による優先枠の設定 200億円

・水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進(※)

・産地パワーアップ事業(※)
・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(※)

(※) 中山間地域優先枠を設定し、中山間地域所得向上計画を策定した地域は、優先的に採択・配分

産地パワーアップ事業

【44,700百万円】

対策のポイント

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、平場、中山間地域など、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要があります。

政策目標

- 担い手への集約やコスト低減技術の導入、集出荷施設等の再編合理化により、生産・出荷コストを10%以上低減
- 品質向上や高付加価値化等により販売額を10%以上向上
- 輸出向け出荷量又は出荷額を10%以上向上 等

<主な内容>

地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

また、生産性や品質の飛躍的向上をもたらすICTやロボット技術等の先端技術の導入、中山間地域の体制整備について、優先枠を設けて積極的に支援します。

〔支援例〕

- ・園芸団地育成を図るためのハウスの導入
- ・果樹の競争力のある品種（りんご「ふじ」等）の改植
- ・輸出に向けた産地づくりを図るための自動ラック式CA貯蔵庫の整備
- ・ICTを活用した高効率な水田・畑作営農を実現するためのGPS活用型農業機械の導入 等

補助率：基金管理団体へは定額

支援対象者へは、施設整備は事業費の1/2以内、
農業機械のリース導入は本体価格の1/2以内 等

基金管理団体：民間団体

支援対象者：地域農業再生協議会等で作成する「産地パワーアップ計画」
に位置づけられている農業者、農業者の組織する団体 等

[お問い合わせ先：生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）]

産地パワーアップ事業

【平成29年度補正予算額: 44,700百万円】

水田・畑作・野菜・果樹等について、平場・中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援。

事業内容

農作業の効率化によるコスト削減や高付加価値な作物へ転換しつつ、実需者のニーズに応じた生産を行うことで、収益力向上に一体的かつ計画的に取り組む産地において、生産体制の強化や集出荷機能の改善に向けた取組をソフト・ハード一体的に支援。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 高収益な作物・栽培体系への転換を図る取組に必要な機械や機器のリース導入に要する経費、施設整備に必要な経費、改植時に必要な経費、転換時に必要な資材導入等に要する経費等
- ② ①の取組の効果を増進するための取組(計画策定や技術実証に要する経費)

(2) 支援対象者

地域農業再生協議会等が作成する「産地パワーアップ計画」に位置づけられている農業者、農業者団体 等

(3) 補助率

施設整備は1/2以内、農業機械リース導入は本体価格の1/2以内 等

交付先

基金事業は、基金管理団体へ一括して交付。
整備事業は、都道府県へ交付。

事業の流れ

【基金事業】

基金管理団体

交付申請

助成金交付

【整備事業】

国

交付申請

補助金交付

事業計画(国が承認)

都道府県(市町村)

計画作成

計画承認

地域農業再生協議会等

取組の中心となる農業者等を計画に明記

計画に位置づけられた意欲ある農業者等

交付申請
助成金交付

効率的・高収益な生産出荷体制を実現！

優先枠の設定

○下記の取組については、優先枠を設けて積極的に支援。

(基金事業)

・ICTやロボット技術等の先端技術導入〔10億円〕

(整備事業)

・中山間地域の体制整備

〔40億円〕

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

【45,700百万円】

対策のポイント

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、生産基盤の整備を通じた我が国農業の競争力強化に加え、高収益作物への転換など攻めの農政を加速化することが重要です。
- ・このため、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物※の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね10%以上増加すること
- 作物生産額（主食用米を除く）に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加すること

※ 高収益作物とは、野菜生産出荷安定法に基づく野菜指定産地において栽培される指定野菜や、果樹農業振興特別措置法に基づく果樹農業振興計画に位置づけられた果樹等。

<主な内容>

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良や、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を推進します。なお、中山間地域所得向上支援事業と関連して実施するものについては、優先枠(12,000百万円)を設定し、中山間地域の農業所得の向上に資するよう推進します。

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水、農業用排水施設整備等

（国費率、補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

水田の畑地化、畑地・樹園地の高機能化等の推進（公共）

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進し、我が国農業の体質強化を図ることが重要。
- このため、平場・中山間地域等における排水改良等による水田の畑地化・汎用化、区画拡大や畑地かんがい施設の整備等による畑地・樹園地の高機能化等の基盤整備を推進。

1. 事業内容

○水田の畑地化・汎用化、畑地・樹園地の高機能化等の推進

高収益作物を中心とした営農体系への転換を促進するため、水田の排水改良、畑地・樹園地の区画拡大・畑地かんがい施設の整備等を推進

主な工種：

区画整理
暗渠排水
農業用排水施設整備 等

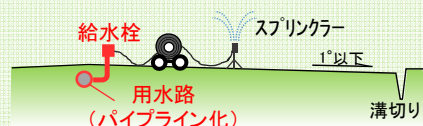
国費率、補助率：

2／3、1／2等

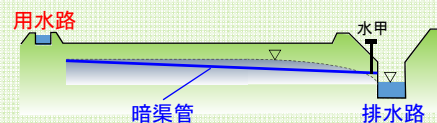
■ 水田の畑地化・汎用化

水田に野菜等を導入できるよう排水改良を行い、かんがい設備を整備

【畑地化のイメージ】

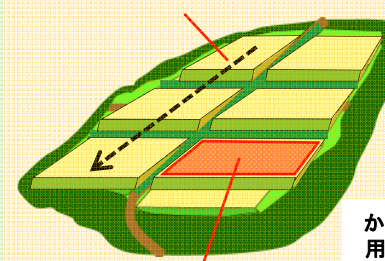


【汎用化のイメージ】



■ 畑地・樹園地の高機能化

傾斜小(3°)



50a程度以上で整備

○みかんのマルチドリップ灌漑

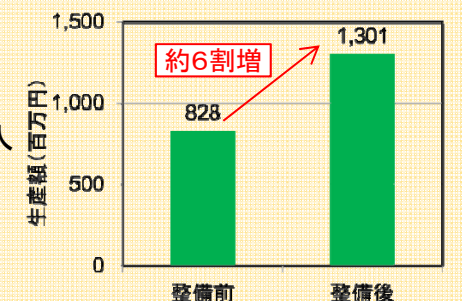


○大区画化



粗収益の増加

生産額(ぶどう・茶等)



(資料)事業計画書(駅館川地区)から試算

2. 実施要件

- ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね10%以上増加することが見込まれること。
- ・作物生産額(主食用米を除く)に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る生産額がおおむね50%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県

革新的技術開発・緊急展開事業 (農林水産分野におけるイノベーションの推進)

【6, 000百万円】

対策のポイント

国際競争力の強化に向け、明確な開発目標の下、生産者・企業・大学・研究機関がチームを組んで、生産者への実装までを視野に入れた技術開発を早急に進めます。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、我が国農林水産業の体質強化を図るため、外国産との差別化や更なる生産性の向上を可能にする技術を生み出し、生産現場での速やかな活用につなげることが重要です。
- ・このため、生産性向上に直結する課題に重点を絞り、分野の垣根を越えた研究勢力を結集して研究開発を実施し、短期間で研究成果を得て生産現場に実装する必要があります。

政策目標

- 研究開発に主体的に参画した全農林漁業者が、開発した技術を実践（平成32年度）
- 生産額を1割以上増加又は生産コストを2割以上低減させる技術体系を確立（平成32年度）
- 新たな国産ブランドの農林水産物を10種類以上創出（平成32年度）

<主な内容>

1. 革新技術の社会実装の加速

(1) 経営体強化プロジェクト

農林漁業経営体の技術力強化のため、テーマ毎に、農林漁業者、企業（ベンチャー企業等）、大学、研究機関がチームを組んで、明確な開発目標の下で現場への実装までを視野に入れた技術開発を支援します。

(2) 地域戦略プロジェクト

各地域の競争力強化のため、地域戦略に基づき、研究機関と関係者（農林漁業者、民間企業、地方公共団体等）が共同で取り組む、先進技術を組み合わせた生産現場における革新的技術体系の実証研究を支援します。

2. 先導技術の研究開発

先導プロジェクト

将来に向けて競争力の飛躍的な向上を図るため、新たな価値や需要を生み出す品種、輸出促進につながる新たな生産・流通・加工技術など、次世代の技術体系を生み出す研究開発を実施します。

補助率：定額
事業実施主体：国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構

お問い合わせ先：

1の事業 技術会議事務局研究推進課(03-3502-7462)

2の事業 技術会議事務局研究統括官(生産技術)

(03-3502-2549)

技術会議事務局研究開発官(基礎・基盤、環境)

(03-3502-0536)

革新的技術開発・緊急展開事業 (革新技術の社会実装の加速)

【平成29年度補正予算額：60億円
うち、新規課題分：10億円】

- 我が国農林水産業の競争力強化を図るためには、生産性向上や高付加価値化に直結する技術を開発し、これを速やかに生産現場へ実装する必要。このため、①現場ニーズに沿った明確な開発目標を設定し、②農林漁業者・企業（ベンチャー企業等）大学・研究機関がチームを組んで、生産現場への実装までを視野に入れた技術開発を推進。
- 日EU・EPAの交渉妥結を踏まえ、EUとの競争力強化等を視野に入れた技術開発を推進。

これまでの取組

ブルドーザの農業利用による機械コスト低減(H29～)

研究内容：

機械コストの低減を目的として、トラクタよりも耐久性が高い建設用ブルドーザを農業用に改良し、農業・建設併用可能な次世代農機を開発。

これまでの取組：

ブルドーザによる水田の均平化、直播作業に目処。今後は幅広い作業体系への活用を実証。



果実等の鮮度保持輸送技術の開発(H28～)

研究内容：

農産物の輸出において必要となる多品目混載海上輸送を可能とするため、多温度維持コンテナ、エチレン除去装置等を開発。

これまでの取組：

多温度維持及びエチレン除去に必要な機器の開発に目処。今後、コンテナ等の試作機による輸出実証を実施。



日EU・EPAの交渉妥結への対応

- 日EU・EPAの交渉妥結を踏まえた新たな技術開発ニーズにも対応

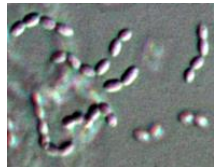
これまでの研究開発に加え、EUとの競争力強化等を視野に入れた技術開発を推進し、農林水産業の体質強化を加速化。

<技術開発のイメージ>

- チーズの製造技術の開発に向けた国産発酵微生物活用

国産チーズの競争力強化に向け、現在外国産に依存している発酵微生物について、日本独自の風味や香り等の品質を実現する純国産発酵微生物を探索し、チーズの製造技術に活用

<イメージ>



発酵微生物

- 製造用集成材等の木材製品の国際競争力を強化する技術の開発

国産の構造用集成材等の木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化、原木供給の低コスト化に資する技術を開発



集成材

出典：林野庁「平成26年度
森林・林業白書」

加工施設再編等緊急対策事業

【2, 500百万円】

対策のポイント

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援します。

<背景／課題>

「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、加工施設の再編合理化や高度化等を支援し、農畜産物の生産段階以降のコスト縮減を図ることにより、国内農業の競争力の強化を図る必要があります。

政策目標

- 製造ライン転換による乳製品生産量の10%増加
- 処理・加工コストの縮減（牛肉：▲10%、豚肉：▲20%）
- 製粉工場等の再編合理化による製造コストの5%削減
- 精製糖工場等の再編合理化による製造コストの縮減を図るため、業界全体の稼働率を20%程度向上
- ばれいしょでん粉工場の再編合理化による工場稼働率の10%向上 等

<主な内容>

1. 畜産物の競争力強化

（1）乳業工場の機能強化

ハード系チーズ、脱脂粉乳等を製造する乳業者が実施する国内での需要が見込まれる品目（ソフト系チーズ、生クリーム、脱脂濃縮乳等）への製造ラインの転換を支援します。

（2）食肉処理施設の再編合理化

食肉の処理・加工コストの縮減を図るために再編合理化等に取り組む食肉処理業者が実施する処理施設の整備や既存施設の廃棄等を支援します。

2. 農産物の競争力強化

（1）製粉工場等の再編合理化

国内産小麦・大麦の効率的な加工体制の構築に取り組む製粉企業等が実施する施設の再編合理化を支援します。

（2）精製糖工場等の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組む精製糖企業等が実施する工場の廃棄や製造施設の高度化等を支援します。

（3）ばれいしょでん粉工場の再編合理化

コスト削減を図るために工場の再編合理化に取り組むばれいしょでん粉製造企業が実施する製造施設の高度化等を支援します。

補助率：定額、1／2以内

事業実施主体：乳業者、食肉処理業者、製粉企業、精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業等

お問い合わせ先：

- | | |
|-------------|---------------------------|
| 1（1）の事業 | 生産局牛乳乳製品課（03-6744-2128） |
| 1（2）の事業 | 生産局食肉鶏卵課（03-6744-2130） |
| 2（1）の事業 | 政策統括官付貿易業務課（03-6744-1257） |
| 2（2）、（3）の事業 | 政策統括官付地域作物課（03-6744-2115） |

加工施設再編等緊急対策事業

【平成29年度補正予算額:25億円】

農畜産物の流通に必須となる加工施設について、再編合理化を通じてコスト縮減を図る取組、高度化等によりニーズの高い加工品への転換を図る取組等を支援することにより、国内農業の競争力の強化を図る。

事業内容

再編合理化により効率的な加工体制の構築を図る事業者や、施設の高度化によりニーズに応じた加工品を生産し、収益力向上を図る事業者に対し、より効率的な加工施設を整備する取組や加工機能の改善に向けた取組を支援。

支援内容

(1) 支援の対象となる取組

- ① 再編合理化を通じた、効率的な加工体制の整備(施設整備に要する経費、既存施設の廃棄に要する経費等)
- ② 需要の見込める製品への転換等、ニーズに応じた加工品の生産に必要な施設の整備(施設整備に要する経費等)

(2) 支援対象者

- ① 再編合理化の取組:製粉企業、精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、食肉処理施設等
- ② 製造ラインの高度化等の取組:製粉企業、精製糖企業、ばれいしょでん粉製造企業、乳業者等

(3) 補助率

施設整備・廃棄は1/2以内、事業推進等は定額

事業の流れ

国

- ・事業計画の承認
- ・事業実施主体への助成金の交付

計画協議
助成金申請

計画承認
助成金交付

事業実施主体

- ・再編合理化による効率的な加工体制の整備やニーズに応じた加工品の生産が可能な施設への転換



生クリーム貯蔵施設



産地食肉センター



製粉施設



精製糖工場



ばれいしょでん粉工場

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業

【57,548百万円】

このほか国産チーズ振興枠【9,001百万円】

対策のポイント

平場・中山間地域等における畜産クラスターの仕組みを活用した取組を進めることにより、我が国の畜産・酪農の収益力強化を進めます。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、畜産・酪農の体質強化を図るためには、省力化機械の導入等による生産コストの削減や品質向上など、収益力・生産基盤を強化することが重要となっています。
- ・このため、畜産クラスターの仕組みを活用して、平場・中山間地域など、地域の畜産関係者が有機的に連携・結集し、地域ぐるみで収益性を向上させる取組を加速化することが重要です。

政策目標

- 畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善、作業の外部化等による生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、所得の10%以上の向上 等

<主な内容>

畜産・酪農の収益力の強化を集中的に進めるため、1～3の事業を支援します。

特に、重点的に進めるべき課題に対応するため、

- ①「総合的なTPP等関連政策大綱」に位置づけられた、
 - ア 「肉用牛・酪農の生産基盤の強化」に向けて、キャトルステーションの整備など、効果的な肉用繁殖雌牛・乳用雌牛の増頭・増産の取組を行う協議会に対し、1～3の事業を一体的に支援する「肉用牛・酪農重点化枠」
 - イ 「国産チーズ原料乳の低コスト・高品質化の取組の強化」に向けて、チーズ製造を行う乳業メーカーやチーズ工房が参画する協議会及びチーズ原料乳を供給する酪農経営に対して、原料乳のコスト低減や高品質化に向けた取組を支援する「国産チーズ振興枠」
- ②中山間地域の特徴を踏まえた畜産・酪農の取組を支援する「中山間地域優先枠」
- ③我が国の高品質な畜産物の輸出拡大につながる取組を支援する「輸出拡大優先枠」を設定します。

1. 施設整備事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、収益力強化や畜産環境問題への対応に必要な施設整備や施設整備と一体的な家畜導入を所要の見直し※を行った上で支援します。

(※ 規模拡大要件に加え生産効率向上要件を設定、基準単価の見直し、家畜導入月齢の緩和(48→72ヶ月齢) 等)

2. 機械導入事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体に対し、施設整備との一体性も確保しつつ、収益力の強化等に必要な機械の導入を支援します。

3. 調査・実証・推進事業

収益力の強化に向けた新たな取組を行う畜産クラスター協議会に対し、その効果を実証するために必要な調査・分析を支援します。

また、畜産クラスター事業の効果を一層高めるため、地域の連携をコーディネーターする人材の育成を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額
支援対象者へは、1、2の事業は1／2以内、3の事業は定額
基金管理団体：民間団体
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 (03-3501-1083)]

H29補正 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）

畜産・酪農の中長期的な成長のための生産基盤の構築

- 畜産農家をはじめとする地域の関係者が連携し、作業の外部化や省力化、規模拡大等により、体質強化を進めるため、地域で策定する畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体等が行う施設整備や機械導入などの競争力強化に向けた生産基盤の構築や生産性向上等に向けた取組の実証調査等を支援。
- 特に重点的に進めるべき課題（肉用牛・酪農の生産基盤の強化、国産チーズの競争力強化）に対応するため、支援枠を設定。

肉用牛・酪農の生産基盤の強化



《肉用牛・酪農重点化枠》（80億円）

- 地域的な規模拡大や分業体制の構築等、**重点的に推進すべき取組に対して、実証調査、施設整備、機械導入等を一体的に支援**
- 併せて、効果の早期発現、普及を図るため、重点化枠に限った支援（研修施設の整備等）を実施

《中山間地域優先枠》（40億円）

- 中山間地域での収益力強化に向けた取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分

（拡充：上限事業費を6千万円→2億円に引き上げ）

New!

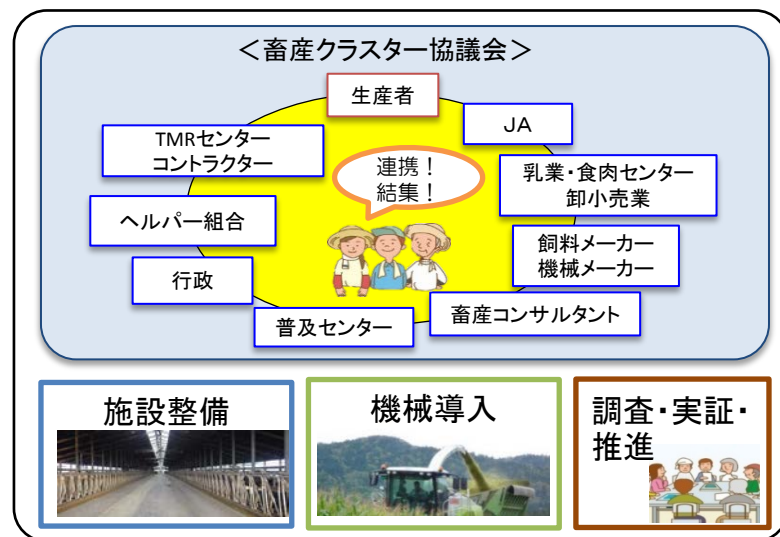
《輸出拡大優先枠》（10億円）

- 協議会の構成員に輸出拡大に取り組む事業者が含まれ、**輸出拡大に係る具体的な計画を有している取組に必要な施設整備について、優先的に採択・配分**

その他の主な拡充内容

- ・規模拡大要件に加えて生産効率向上要件を設定
- ・施設整備事業の基準単価の見直し
- ・施設と一体的に導入する家畜の導入月齢を引上げ（48→72ヶ月齢）

New!



国産チーズの競争力強化 New!

《国産チーズ振興枠》（90億円）

- (1) チーズ製造を行う乳業メーカーやチーズ工房が参画して、**原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む場合、実証調査、施設整備、機械導入、チーズ向け乳用種の導入等を一体的に支援**（70億円）
- (2) チーズ工房に原料乳の供給を行う酪農経営が**コスト低減や高品質化のために行う機械導入のための支援枠**を設定（20億円）

国産チーズの競争力強化対策

【14,952百万円】

対策のポイント

国産ナチュラルチーズ等の競争力強化を図るため、酪農家によるチーズ向け原料乳の高品質化・コスト低減に向けた取組、チーズ工房等による生産性向上と技術研修、国際コンテストへの参加等の品質向上・ブランド化に向けた取組、国産チーズの需要拡大に向けた取組等を支援します。

＜背景／課題＞

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、国産チーズの競争力を高めるため、原料面での原料乳の高品質化の取組の強化、製造面でのコスト低減と品質向上・ブランド化等を推進することにより、強い農林水産業の構築を図る必要があります。

政策目標

直接消費用ナチュラルチーズ生産の拡大

＜主な内容＞

1. 国産チーズ競争力強化対策

5,950百万円

(1) 国産チーズ生産奨励事業

チーズの味や歩留まりに影響する原料乳について、酪農家が、実需者が求める高い品質を確保するため、更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

(2) チーズ工房等の生産性向上支援

チーズ工房等のチーズを製造する者が取り組む、製造に係る規模拡大や生産性向上に必要な施設整備を支援します。

補助率：1/2以内
事業実施主体：乳業者等

(3) 国産チーズ品質向上・ブランド化支援

国産チーズを製造するために必要な技術研修会の開催や海外研修への参加、ブランド化のための国内コンテストの開催、国際コンテストへの参加等を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

(4) 国産チーズの消費拡大支援

国産チーズの消費拡大を図るため、チーズを日本の食文化に取り入れるための活動や、チーズの価値のPR、展示によるチーズの普及活動の強化を支援します。

補助率：定額
事業実施主体：(独)農畜産業振興機構

2. 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（国産チーズ振興枠）

9,001百万円

チーズ製造を行う乳業メーカーやチーズ工房が参画し、原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む畜産クラスター協議会に対して、取組に必要な施設の整備や機械の導入を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額
支援者対象者へは、1/2以内、定額
基金管理団体：民間団体
支援対象者：中心的な経営体（畜産農家等）

お問い合わせ先：1の事業 生産局牛乳乳製品課 (03-3502-5987)
2の事業 生産局畜産企画課 (03-3501-1083)

国産チーズの競争力強化対策

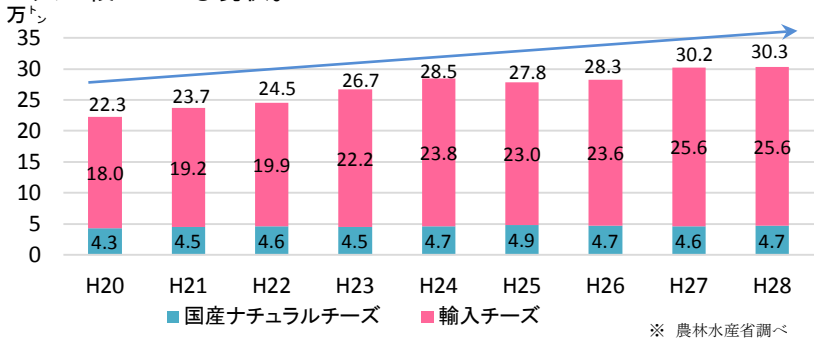
【平成29年度補正予算額: 150億円】
(うち、畜産クラスター事業の国産チーズ振興枠 90億円)

○ 日EU・EPAの発効に備え、EU産チーズの輸入の増加に対抗するため、国産チーズの競争力の強化及び品質向上等を図る。

国内のチーズに係る現状

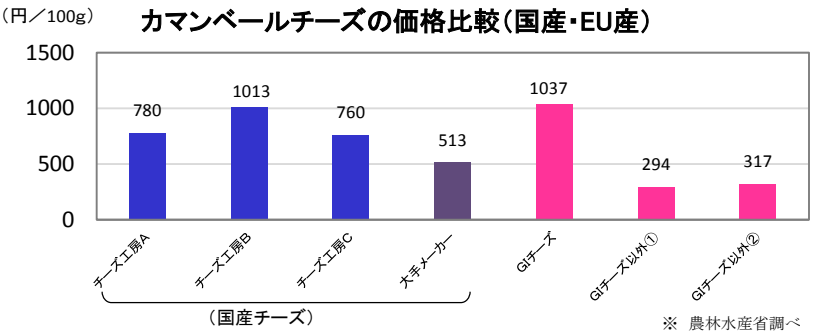
<1. チーズの国内消費量>

○ 国内におけるチーズの消費量は年々増加しているが、多くを輸入に頼っている現状。



<2. チーズ工房等の状況>

○ 国内では、国際コンクールで上位入賞するなど品質面で競争力のあるチーズ工房も育ちつつあるが、EU産チーズにも対抗できるよう、更に、高品質化、製造コストの低減、ブランド化等の経営努力を支援する必要。



(参考) 国内のチーズ工房等の数
約150力所(平成22年) ⇒ 284力所(平成28年)

対策の内容

・ 国産チーズが、今後も増加が見込まれる需要を取り込めるよう、以下の対策により、その競争力の強化及び品質向上等を図る。

<1. 原料乳の低コスト・高品質化>

目的	内容
原料乳の高品質化	・チーズの味や歩留まりに影響する原料乳について、酪農家が、実需者が求める高い品質を確保するため、更なる飼養管理の高度化や乳質管理に取り組む費用の一部を支援 ※ 生乳の品質向上に資する取組を行った上で一定の乳質基準をクリアした酪農家に対し、生乳1kg当たり12円を交付(チーズ仕向け生乳量を対象) (更にチーズ工房向け販売等の取組も行う場合は、3円上乗し15円/kgを交付)
原料乳のコスト低減・高品質化	・国産チーズ振興枠として、チーズ工房等が参画し、原料乳のコスト低減や高品質化に取り組む畜産クラスター協議会の施設整備や機械導入への支援

<2. 製造コストの低減と品質向上・ブランド化>

チーズ製造の生産性向上、チーズの品質向上・ブランド化	・チーズ工房等による以下の取組に対する支援 ① チーズ熟成庫・加工施設等の整備 ② 技術研修会の開催、海外研修 ③ 国際コンテストへの参加等
----------------------------	---

<3. 需要拡大>

国産チーズの国内外における消費拡大	・国産チーズの普及を図るため、試食会やPRイベントの開催等を支援
-------------------	----------------------------------

期待される効果

- ・国際競争力があり、かつ国内消費にも応える国産チーズの生産を支援
- ・将来にわたる国産チーズの安定的な生産を確保

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進（公共）

【9, 500百万円】

対策のポイント

畜産クラスター計画を策定した地域において、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地整備を推進します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るためには、地域ぐるみの高収益型畜産体制（畜産クラスター）の取組を通じて、**国内の飼料生産基盤に立脚した足腰の強い畜産経営を実現することが重要です。**
- ・このため、畜産クラスター計画を策定した地域において、同計画に即して、収穫作業等の受託や大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の基盤整備を推進することが必要です。

政策目標

飼料作物の単位面積当たりの収量が25%以上増加するよう草地の整備等を推進

<主な内容>

1. 大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、**草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等の整備を推進します。**

- ・主な工種：区画整理、暗渠排水 等

（ 国費率、補助率：2／3、1／2等
事業実施主体：国、都道府県、事業指定法人 ）

2. 家畜ふん尿を活用した肥培かんがい施設の整備

効率的な飼料生産基盤を形成するため、家畜ふん尿を発酵してスラリーとして有効活用するための**肥培かんがい施設等の整備を実施します。**

- ・主な工種：肥培かんがい施設、排水施設 等

（ 国費率：4／5（北海道）
事業実施主体：国 ）

3. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の湛水被害等に対処する整備を実施します。**

- ・主な工種：整地、暗渠排水、排水施設 等

（ 国費率：3／4（北海道）
事業実施主体：国 ）

お問い合わせ先：

1の事業 生産局飼料課 (03-6744-2399)

農村振興局農地資源課 (03-6744-2207)

2の事業 農村振興局水資源課 (03-3502-6244)

3の事業 農村振興局防災課 (03-3502-6430)

畜産クラスターを後押しする草地整備の推進(公共)

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、我が国畜産の競争力の強化を図るため、地域ぐるみの高収益型畜産体制(畜産クラスター)の取組を加速することが重要。
- このため、各地域で作成する畜産クラスター計画により、地域ぐるみの効率的な飼料生産を一層推進するため、**大型機械化体系に対応した草地・畑の一体的整備、草地の大区画化等の基盤整備を推進。**

1. 事業内容

①大型機械化体系に対応した草地整備

大型機械による効率的な飼料生産を一層推進するため、草地・畑の一体的整備、草地の大区画化、排水不良の改善等を推進

内 容:区画整理、暗渠排水 等
国費率、補助率:2/3、1/2 等

②家畜糞尿を活用した肥培かんがい施設の整備

家畜ふん尿を発酵しスラリーとして有効活用するための肥培かんがい施設等の整備を推進

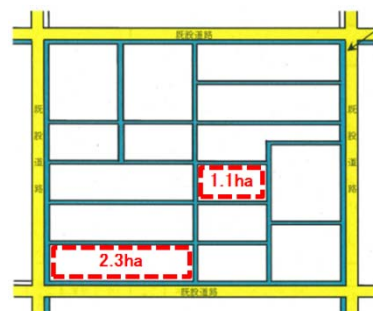
内 容:肥培かんがい施設、排水施設 等
国費率:4/5(北海道)

③泥炭地帯における草地の排水不良の改善

土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による草地の湛水被害等に対処する整備を推進

内 容:整地、暗渠排水、排水施設 等
国費率:3/4(北海道)

<整備前>



現況の自然水路に合わせて整備



作業幅:3.2m

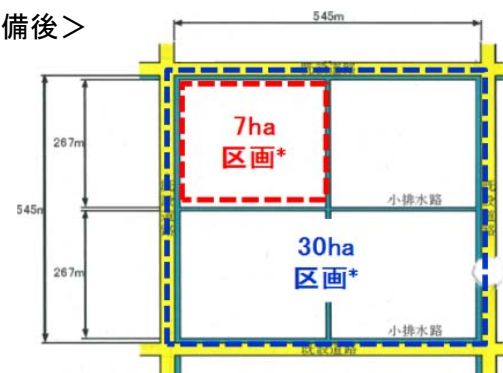


急傾斜地

個人所有の農業機械による作業

山成に合わせて整備

<整備後>



大区画による効率的な飼料生産



作業幅:9.7m

大型作業機械による作業



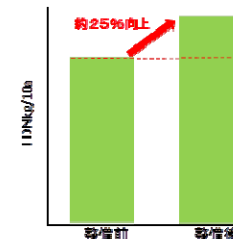
急傾斜地→緩傾斜地

生産性向上のため、緩傾斜に整地

※小排水路が不要な地区は30ha区画、小排水路が必要な地区は7ha程度の区画

<効果>

大区画化による作業効率向上の結果、適期収穫が可能となることや、基盤整備を通じた排水不良の改善等により、飼料作物の単位面積当たりの収量を25%以上増加



※TDとは、飼料作物中に含まれる栄養素の

- ・飼料生産コストの低減
- ・地域ぐるみの収益性向上に大きく貢献

2. 実施要件

飼料作物の単位面積あたり収量が25%以上増加することが見込まれること。

3. 実施主体

- ・国
- ・都道府県、事業指定法人

畜産・酪農生産力強化対策事業

【1, 000百万円】

対策のポイント

畜産・酪農の生産力強化を図るため、性判別技術を活用した優良な乳用後継牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大、畜産経営におけるICT等の新技術を活用した繁殖性の向上、新技術を活用した改良等による種豚の生産性の向上等の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」、「農業競争力強化プログラム」に即し、畜産・酪農の生産力を強化するためには、優良な乳用後継牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大を通じた酪農経営の収入増と、和牛繁殖経営の繁殖性の向上を推進していくことが必要です。
- ・また、国産豚肉の競争力強化を図るため、養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図る必要があります。

政策目標

- 生乳の生産量（745万t（平成25年度）→750万t（平成37年度））
- 牛肉の生産量（51万t（平成25年度）→52万t（平成37年度））
- 豚肉の生産量（131万t（平成25年度）→131万t（平成37年度））

<主な内容>

畜産・酪農の生産力の強化を図るため、以下の事業を支援します。

また、基金方式により複数年度の事業実施を可能とするなど弾力的な運用を行います。

1. 酪農経営改善対策

酪農経営における優良な乳用後継牛の確保や和子牛の生産拡大等を進めるため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 性判別精液・受精卵を活用した優良な乳用後継牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛生産の拡大等の経営改善に向けた計画的な取組
- (2) 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- (3) 性判別精液生産機器等の導入
- (4) 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催

2. 繁殖性等向上対策

乳用後継牛及び和牛繁殖雌牛を効率的に生産するため、畜産クラスター計画に基づく以下の取組を支援します。

- (1) 和牛繁殖経営におけるICT等の新技術（情報通信技術も利用した発情発見装置等）を活用した繁殖性の向上等を図るための取組
- (2) 子牛の損耗防止等を図るため、地域において新技術を活用した取組等（健康状態を把握するための血液検査、監視装置等による分娩事故の防止等）への支援

3. 養豚競争力強化対策

養豚業の基礎となる種豚の生産性向上等を図るため、以下の取組を支援します。

- (1) 飼料利用性を測定するための機器導入
- (2) 肉質を測定するための機器導入
- (3) 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入
- (4) 凍結精液の製造に必要な機器導入

4. 家畜生産性向上対策

家畜の改良増殖目標の達成等のため、家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等の取組を支援します。

補助率：基金管理団体へは定額（支援対象者へは定額、1／2以内）
基金管理団体：民間団体
支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等

[お問い合わせ先：生産局畜産振興課（03-6744-2587）]

畜産・酪農生産力強化対策事業(基金)

【平成29年度補正予算額：1,000百万円】

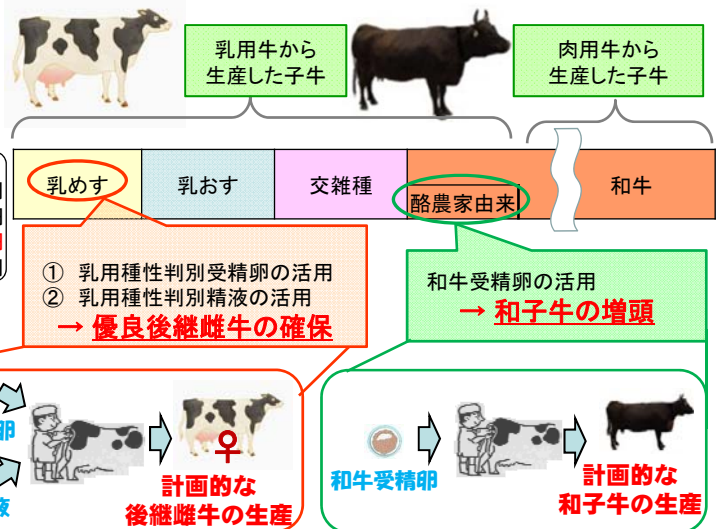
- 酪農経営においては、交雑種の生産が増加する一方で、乳用後継牛が減少しており、和牛繁殖経営においても、高齢化の進展や繁殖成績の低下等により和子牛の生産が減少
- このため、性判別技術を活用した優良な乳用後継牛の確保及び受精卵移植技術を活用した和牛主体の肉用子牛の生産拡大を図る取組等を推進
- 国産豚肉の競争力を強化するため、種豚の生産性向上等を図る取組を推進

■ 優良な乳用後継牛の確保及び和牛主体の肉用子牛の生産拡大(拡充)

- 性判別精液・受精卵を活用した優良乳用後継牛の確保、和牛受精卵を活用した和子牛の生産拡大等の経営改善に向けた計画的な取組

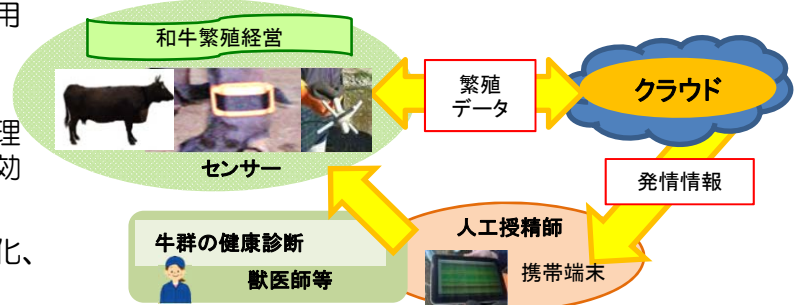
- 補助率 1/2 以内。ただし、
- ・乳用牛性判別受精卵 : 1頭当たり上限 100,000円
 - ・乳用牛性判別精液 : 1頭当たり上限 6,000円
 - (NEW) 高受胎率乳用牛性判別精液 : 1頭当たり上限 10,000円
 - ・和牛受精卵 : 1頭当たり上限 70,000円

- 和牛受精卵等の生産拠点の機器整備
- 性判別精液生産機器等の導入
- 受精卵移植技術の高位平準化を進めるための実技研修会等の開催



■ ICT等を活用した繁殖性の向上等

- 情報通信技術（ICT）等を活用した繁殖性の向上等を図るための機器の導入
- 農家の生産・経営情報の一元管理によるデータに基づく飼養管理の効率化・高度化
- 地域の畜産技術者等の技術力強化、子牛の損耗防止など地域における技術的な課題の解決



■ 養豚業の基礎となる種豚の生産性の向上等(拡充)

- 飼料利用性を測定するための機器導入
- 肉質を測定するための機器導入
- 飼養衛生管理の高度化を図るための機器導入
- (NEW) 凍結精液の製造に必要な機器導入



■ 家畜の遺伝的能力を最大限に発揮させるための技術指導等

- 生産性のデータ収集・分析に基づいた技術指導や現地講習会の開催

〔 支援対象者：畜産クラスター協議会に位置づけられた団体の構成員である農業者等 〕

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【500百万円】

対策のポイント

自給飼料増産に向けて、①難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及等の取組、②高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給を図るための取組、③公共牧場の活用拡大と機能強化の取組を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、将来にわたり意欲をもって畜産経営を継続していけるよう、自給飼料の一層の生産拡大と高品質化を図り、畜産・酪農の競争力強化を強力に進めることが喫緊の課題です。
- ・こうした中、肉用牛・酪農経営の生産基盤の強化を図るため、
 - ① 従来の方法では防除の難しい難防除雑草の駆除及び駆除対策の活用・普及、
 - ② 高品質な完全混合飼料（TMR）の安定供給、
 - ③ 有用な飼料生産基盤であるものの十分に活用できていない公共牧場の活用拡大と機能強化を進める必要があります。

政策目標

○飼料作物の生産量

(350万TDNトン（平成25年度） → 501万TDNトン（平成37年度）)

○飼料自給率の向上（26%（平成25年度） → 40%（平成37年度）)

○飼料作付面積の拡大（89万ha（平成25年度） → 108万ha（平成37年度）)

<主な内容>

自給飼料の一層の生産拡大と高品質化、飼料生産基盤の更なる利活用の取組を緊急的に進め、国産飼料に立脚した畜産への転換を推進します。

1. 草地難防除雑草駆除対策

難防除雑草駆除計画を策定し、計画に基づき行う難防除雑草の駆除（除草剤散布、耕起、砕土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工）や駆除対策の活用・普及等の取組を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体

2. 高品質TMR供給支援対策

完全混合飼料（TMR）の品質改善計画を策定したTMRセンターが、当該計画に基づき行うバンカーサイロの補改修の取組等を支援します。

（補助率：定額、1／2以内）
事業実施主体：民間団体

3. 公共牧場活用生産基盤強化支援対策

- (1) 地域における肉用牛・酪農の生産基盤の強化に資するため、生産基盤強化計画を策定し、計画に基づき行う夏期預託から周年預託への転換、公共牧場自ら行う肉用子牛の生産や乳用後継牛の供給の取組等を支援します。
- (2) コントラクターや生産組合が利用率の低下した公共牧場等を有効活用するために、行う機械導入や施設改修等の取組を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：地方公共団体、農業者集団等

[お問い合わせ先：生産局飼料課 （03-6744-2399）]

飼料生産基盤利活用促進緊急対策事業

【平成29年度補正予算額:500百万円】

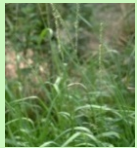
◆ 草地難防除雑草駆除対策

- 1 計画の策定等
難防除雑草駆除計画の策定や調査分析を支援します。
- 2 草地改良
計画に基づき行う高位生産性草地への転換(除草剤散布、耕起、碎土、整地、施肥、土壌改良資材の投入、優良品種の導入等による施工)の取組を支援します。
- 3 対策の活用・普及等に必要データ収集、研修会等の開催を支援します。

＜難防除雑草＞



ギシギシ



シバムギ



計画に基づき
除草剤の散布
等を実施



難防除雑草の
繁茂しない
生産性の高い草地

◆ 高品質TMR供給支援対策

「品質改善計画」を策定し、計画に基づくバンカーサイロの補改修の取組等を支援します。



バンカー
サイロ



長年の利用により
コンクリートが劣化
→サイレージの
品質低下

補改修



密封性の向上・
異物混入が
無くなる等による
高品質サイレージ

品質の高い
TMRの
安定供給の
実現

◆ 公共牧場活用生産基盤強化支援対策

地域の「生産基盤強化計画」を策定し、計画に基づく以下の取組を実施する際に 必要な施設、機械、家畜の導入等を支援します。

- ①夏期預託から周年預託への転換
- ②地域を越えた広域的な預託
- ③預託月齢の早期化による 預託期間の延長
- ④公共牧場自ら行う肉用子牛生産や乳用後継牛の供給 等



草地改良



生産性向上



収穫機械導入



カーフハッチ導入



牧柵整備



畜舎整備

畜産経営体質強化資金対策事業

対策のポイント

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しする長期・低利の一括借換資金を融通するとともに、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のための家畜の購入・育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、畜産クラスター計画の策定が進んでいく中で、同計画に基づき地域全体の支援を得て新しい経営展開を図っていく意欲ある畜産経営が多く出てくることが想定されます。
- ・そのような場合に、既往負債の償還負担を軽減し、新たな償還計画を策定しようとする経営体に対して、資金融通の円滑化のための支援が必要となります。
- ・また、乳用牛及び繁殖牛の計画的な増頭のため、家畜の購入・育成資金の融通の円滑化のための支援が必要となります。

政策目標

○畜舎の整備や省力化機械の導入による飼養規模の拡大や飼養管理の改善等による生産コストの10%以上の削減、販売額の10%以上の増加、所得の10%以上の向上 等

<主な内容>

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

畜産クラスター計画に位置づけられた中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者を対象に、既往負債の一括借換を行う長期・低利（貸付当初5年間は無利子）資金を措置します。

また、資金の円滑な融通が行われるよう都道府県農業信用基金協会に対して支援を行います。

2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入れについて、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除します。

融資枠：130億円（既存基金を活用）
事業実施主体：民間団体

[お問い合わせ先：生産局畜産企画課 （03-3501-1083）]

畜産経営体質強化資金対策事業の概要

1. 畜産経営体質強化支援資金融通事業

意欲ある畜産農家の経営発展に向けた投資意欲を後押しするため、既往負債の償還負担を軽減する長期・低利（当初5年間は無利子）の一括借換資金を融通。

○ 貸付対象者

畜産クラスター計画における中心的な経営体又は認定農業者のうち、酪農、肉用牛又は養豚経営を営む者

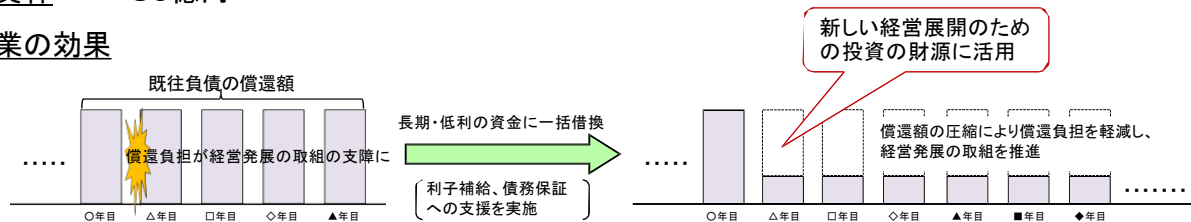
○ 貸付条件

- ・ 償還期限：酪農及び肉用牛25年以内（うち据置期間5年以内）・養豚15年以内（うち据置期間5年以内）
- ・ 貸付利率：0.35%以内（貸付当初5年間は無利子） ※貸付利率及び利子補給率はH29.11.20現在
- ・ 利子補給率：1.01%

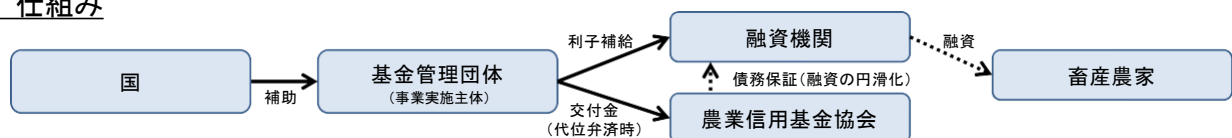
○ 融資機関 農協、農業協同組合連合会、農林中央金庫、銀行、商工中金、信用金庫、信用協同組合

○ 融資枠 85億円

○ 事業の効果



○ 仕組み



2. 乳用牛・繁殖牛増頭資金確保円滑化事業

意欲ある畜産農家の乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を支援するため、家畜の購入・育成資金の借入に係る農業信用基金協会の債務保証の保証料を免除。

○ 支援対象者

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭を行う酪農又は肉用牛経営を営む者

○ 支援内容

乳用牛又は繁殖牛の計画的な増頭に必要な家畜の購入・育成資金の借入について、都道府県農業信用基金協会の債務保証に係る保証料を免除

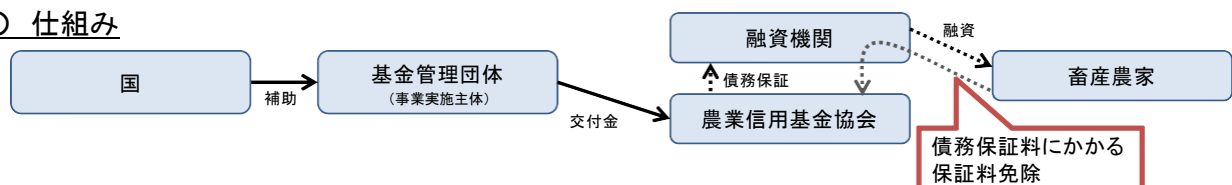
○ 対象資金 民間金融機関が融資する家畜の購入・育成資金

○ 融資枠 45億円

○ 事業の効果

畜産農家の保証料負担の軽減により家畜の購入・育成資金の借入が円滑化され、乳用牛や繁殖牛の増頭が図られることにより生産基盤が強化

○ 仕組み



高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓 【21,500百万円】

対策のポイント

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき、高品質な我が国農林水産物・食品の一層の輸出拡大のための各種取組等を支援します。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」においては、高品質な我が国農林水産物の一層の輸出拡大により、「2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円目標の達成を目指す」こととしております。
- ・この目標の達成のためには、TPP、日EU・EPAを通じ、農林水産物・食品の輸出重点品目のほぼ全てで輸出先国の関税が撤廃される中、この機会を捉え、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を緊急的に実施することが重要です。

政策目標

農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,502億円(平成28年)→1兆円(平成31年))

<主な内容>

1. 輸出に取り組む事業者への支援の強化 3,600百万円
(1) 輸出環境課題への対応の加速化 400百万円

EUの第三国リスト掲載に向けた畜産物の残留物質モニタリング検査の体制整備、既存添加物やインポートトレランス(国外における残留農薬基準の設定)の申請支援、EUの輸入規制等に関する専門家による相談対応による事業者サポート等を支援します。

委託先、事業実施主体：(独)日本貿易振興機構、民間団体等
委託費、補助率：定額

- (2) 海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化 3,200百万円

① TPP・EU等需要創出緊急対策事業

輸出拡大の可能性が高い農林水産物・食品の日本文化・食文化と一体となったPR、外食・中食、小売店舗等におけるテストマーケティング、ビジネスマッチング等を支援します。

② フードバリューチェーントータル実証事業

新たな技術・手法やその組み合わせ等により、更なる輸出拡大のボトルネックの解決手法を確立し、新たな商流を形成するための実証の取組を支援します。

③ 品目別輸出促進緊急対策事業

コメ、青果物、花き、茶、畜産物、林産物、水産物について、オールジャパンの体制で、輸出産地育成のための取組や輸出拡大に資する流通コスト低減の取組、海外における販売促進活動の強化、水産物の安定生産の確保など、それぞれの品目に応じた輸出拡大の取組を支援します。

④ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業

産地と外食産業等の連携により、国産農林水産物を活用した新商品の開発やそれに必要な技術開発等を支援します。

委託費、補助率：定額、1/2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

[平成29年度補正予算の概要]

2. 輸出拠点の整備 17, 100百万円

(1) 農畜産物輸出拡大施設整備事業 10, 000百万円

農畜産物の輸出の拡大に必要な食肉処理施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援します。

〔 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間事業者、農業者の組織する団体等 〕

(2) 水産物輸出拡大緊急対策事業 7, 100百万円

水産物の輸出拠点となる漁港・港湾における集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的な整備や、HACCP対応の水産加工施設の改修等を支援します。

〔 国費率：1／2等
事業実施主体：国、地方公共団体、水産業協同組合等 〕

3. 規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進 800百万円

日本産の強みや適正な管理のアピールにつながる規格・認証の制定・活用を推進するとともに、海外における品種登録等の知的財産保護を推進します。

〔 事務費、委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム、民間団体等 〕

お問い合わせ先：

1 (1)、1 (2) ①、②、3の事業	食料産業局輸出促進課	(03-3502-3408)
1 (2) ③の事業のうち		
米関係	政策統括官付農産企画課	(03-6738-8964)
青果物関係及び花き関係関係		
	生産局園芸作物課	(03-6744-2113)
茶関係	生産局地域対策官	(03-6744-2117)
畜産物関係	生産局食肉鶏卵課	(03-3502-5989)
	生産局牛乳乳製品課	(03-3502-5987)
林産物関係	林野庁木材利用課	(03-6744-2299)
水産物関係	水産庁加工流通課	(03-3502-8427)
1 (2) ④の事業	生産局園芸作物課	(03-3501-4096)
2 (1) の事業(産地基幹施設)		
	生産局総務課生産推進室	(03-3502-5945)
	(卸売市場施設)	
	食料産業局食品流通課	(03-6744-2059)
2 (2) の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
	水産庁加工流通課	(03-3502-8427)

高品質な我が国農林水産物の輸出等需要フロンティアの開拓

【平成29年度補正予算額 215億円】

輸出に取り組む事業者への支援の強化 【36億円】

輸出環境課題への対応の加速化 【4億円】

- 日EU・EPA大枠合意で獲得した関税撤廃の成果を早期に発揮するため、以下の環境整備を実施
 - ① 既存添加物申請支援
 - ② インポートトレランス申請支援
 - ③ 豚・鶏・卵等に係る残留物質等モニタリング検査の体制構築実証
 - ④ 豚・鶏・卵等に係る残留物質等モニタリング検査支援
 - ⑤ EUの輸入規制等に関する事業者サポート



海外の需要拡大・商流構築に向けた取組の強化 【32億円】

- TPP・EU等の国・地域におけるPRの強化による需要拡大、新たな技術・手法の導入等によりフードバリューチェーンを構築するための実証、きめ細かく各品目の輸出の課題に対応するための品目別の対策、産地と外食産業等との連携による需要拡大対策を推進
 - ① TPP・EU等需要創出緊急対策事業
 - ② フードバリューチェーントータル実証事業
 - ③ 品目別輸出促進緊急対策事業
 - ④ 外食産業等と連携した需要拡大対策事業



輸出拠点の整備 【171億円】

農畜産物輸出拡大施設整備事業 【100億円】

- 農畜産物の輸出の拡大に必要な食肉処理施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援

水産物輸出拡大緊急対策事業＜一部公共＞ 【71億円】

- 水産物の輸出拡大を図るため、拠点となる漁港・港湾における集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的な整備や、HACCP対応の水産加工施設の改修等を支援

規格・認証、知的財産の戦略的活用推進 【8億円】

- 農林水産物・食品の輸出を促進するため、日本産の強みや適正な管理のアピールにつながる規格・認証の制定・活用を推進するとともに、海外における品種登録等の知的財産保護を推進
 - ① 国際認証取得拡大緊急支援事業
 - ② 日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業
 - ③ 日本発食品安全管理規格活用加速化事業
 - ④ 植物品種等海外流出防止緊急対策事業
 - ⑤ 地理的表示登録審査・監視システムの構築
 - ⑥ 我が国産品・事業者の規格提案の加速化事業

平成31年の輸出額1兆円目標の達成を目指す

農畜産物輸出拡大施設整備事業

【10,000百万円】

対策のポイント

「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農畜産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化を図るためには、高品質・高付加価値化と併せて農畜産物の輸出拡大に取り組むことが効果的です。
- ・このため、輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備等が必要です。

政策目標

- 農林水産物・食品の輸出額を拡大
(7,451億円(平成27年)→1兆円(平成31年))
- 青果物・茶の輸出額を400億円に増大
(336億円(平成27年)→400億円(平成31年)) 等

<主な内容>

1. 輸出対応型施設の整備

「強い農林水産業」の構築に向け、国産農畜産物の輸出促進の取組に必要となる輸出対応型の集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の整備を支援します。

2. 輸出促進に繋がる卸売市場等の整備

生鮮食料品等の安定的な流通及び輸出促進を図るため、輸出先国が求める衛生基準等を満たす施設や輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保に資する施設等の整備を支援します。

（ 交付率：都道府県へは定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、民間事業者、農業者の組織する団体等 ）

（ お問い合わせ先：

- 1の事業 生産局総務課生産推進室（03-3502-5945）
- 2の事業 食料産業局食品流通課（03-6744-2059）

農畜産物輸出拡大施設整備事業

平成29年度補正予算額: 10, 000百万円

「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農畜産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の産地基幹施設やコールドチェーン対応卸売市場施設等の整備を支援します。

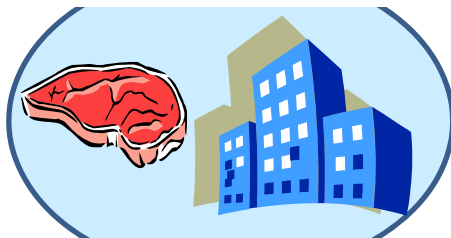
- ・補助対象 産地基幹施設、卸売市場施設等の整備
- ・交付率 都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内等)
- ・事業実施主体 都道府県、市町村、民間事業者、農業者の組織する団体等

・事業の流れ:



(施設例)

HACCP対応食肉施設



〔米国、EU等は牛肉施設についてHACCP対応を要求〕

CA貯蔵施設



〔輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築〕

コールドチェーン対応
卸売市場施設



〔外気と遮断された温度管理可能な施設とすることで、輸出先国までの一貫したコールドチェーンシステムの確保〕

水産物輸出拡大緊急対策事業

【7, 100百万円】

対策のポイント

水産物の輸出拡大を図るため、大規模流通・輸出拠点漁港等の整備や水産加工施設等のHACCP対応の推進を支援します。

<背景／課題>

- ・TPPや日EU・EPAを契機として、高品質な我が国水産物の一層の輸出拡大を推進することが重要です。
- ・このため、大規模流通・輸出拠点漁港等の整備、輸出に必要な水産加工施設等のHACCP対応を総合的に推進することが必要です。

政策目標

水産物の輸出金額を平成31年までに3,500億円に拡大

<主な内容>

1. 水産物輸出促進緊急基盤等整備事業<一部公共> 6, 100百万円

(1) 水産物輸出促進緊急基盤整備事業<公共>

大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域において、一貫した衛生管理の下での集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。

(2) 水産物輸出拡大施設整備事業

水産物の陸揚量が多い港湾を核とした地域において、港湾管理者等が行う岸壁等の整備と連携して、一貫した衛生管理の下での集荷・保管・分荷・出荷等に必要な共同利用施設等の一体的整備を推進します。

国費率：1／2等
事業実施主体：国、地方公共団体、水産業協同組合

2. 水産物輸出促進緊急推進事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業） 1, 000百万円

輸出先国のHACCP基準への対応を目指す水産加工業者等に対し、水産加工施設の改修等を支援します。

補助率：1／2以内
事業実施主体：民間団体等

【平成29年度補正予算の概要】

（関連対策）

1. 水産物輸出促進緊急推進事業

2, 000百万円の内数

水産物の輸出を拡大するため、計画的な輸出に取り組む水産加工業者等に対する輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備、輸出先国のニーズ等に合わせて海外でのプロモーション活動の実施及び輸出重点品目であるホタテ、ナマコについて安定した生産量の確保を目的とした減産防止対策や効果的な資源の増大方法の実証等について支援します。

品目別輸出促進緊急対策事業で実施
委託費、補助率：定額、1／2以内
委託先、事業実施主体：民間団体等

2. 日本発の水産エコラベル認証取得加速化事業

800百万円の内数

我が国発の水産エコラベル認証の国内外への普及を加速化させるため、認証を取得しやすくするシステムの構築や、講習会・研修会の開催、海外専門家の招聘等について支援します。

規格・認証、知的財産の戦略的活用の推進で実施
補助率：定額
事業実施主体：民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業	水産庁計画課	(03-3502-8491)
2の事業	水産庁加工流通課	(03-3502-8427)
関連対策1の事業	水産庁加工流通課	(03-3502-8427)
	水産庁漁場資源課	(03-3502-8486)
	水産庁栽培養殖課	(03-3501-3848)
関連対策2の事業	水産庁企画課	(03-6744-2343)

水産物輸出拡大緊急対策事業【平成29年度補正予算額:7,100百万円】

◆水産物輸出促進緊急基盤等整備事業（一部公共）

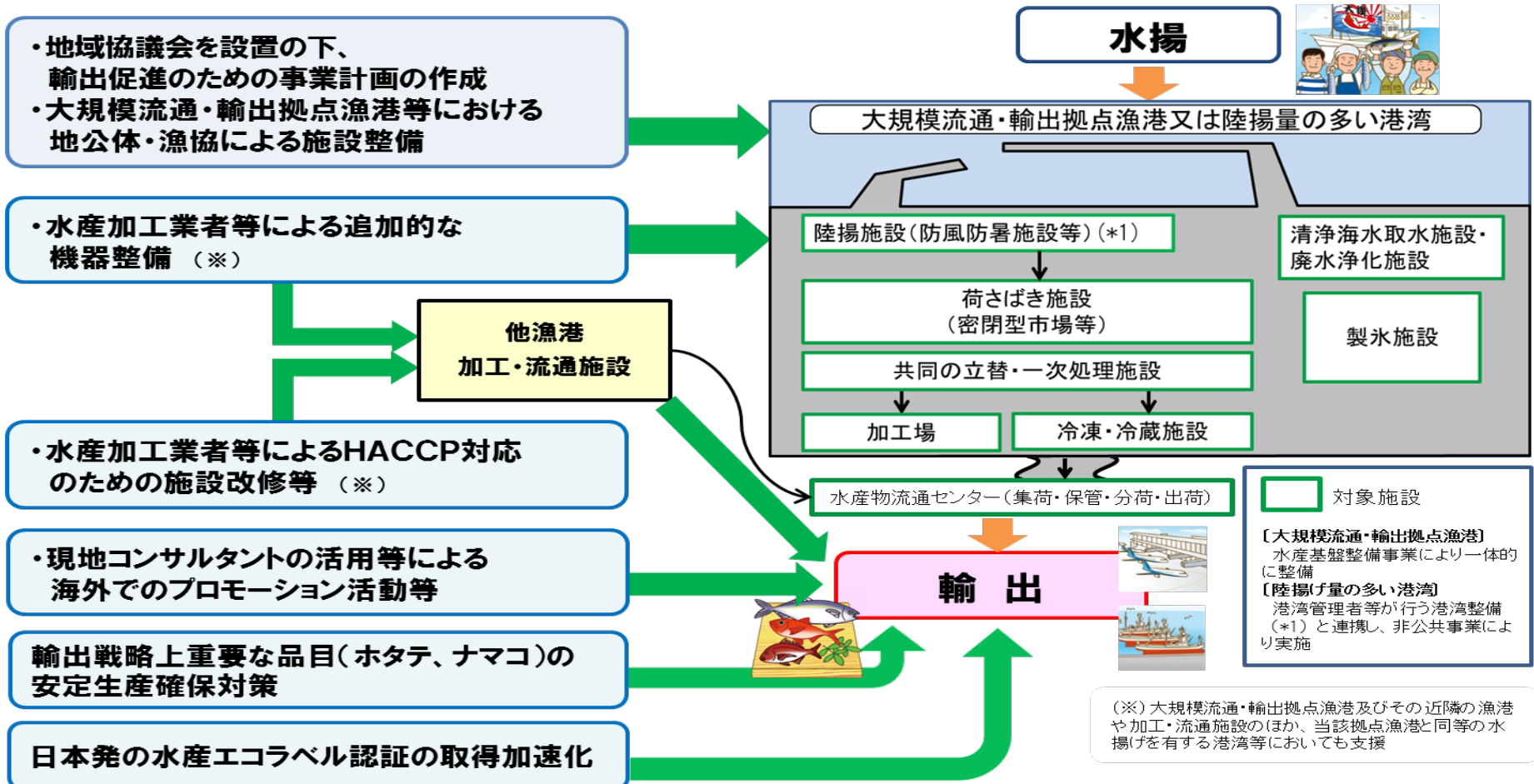
大規模流通・輸出拠点漁港（特定第3種漁港等）を核とした地域等で、周辺の産地からの水産物も取り込み、一貫した高度衛生管理の下での集荷・保管・分荷・出荷等に必要な施設を一体的に整備（輸出体制を短期間に構築するため、荷さばき施設、製氷施設等の整備を支援）

◆水産物輸出促進緊急推進事業（HACCP対応のための施設改修等支援事業）

輸出先国のHACCP基準に対応するための水産加工・流通施設の改修等を支援

◆品目別輸出促進緊急対策事業のうち水産物輸出促進緊急推進事業等（関連対策）

輸出先国の品質・衛生条件への適合に必要な機器整備の支援、海外でのプロモーション活動、ホタテ、ナマコの安定生産確保対策、日本発の水産エコラベル認証の普及加速化に向けたシステム構築等を実施



合板・製材・集成材国際競争力強化対策

【40,000百万円】

対策のポイント

合板・製材に加え、構造用集成材等の木材製品について、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を通じて国際競争力の強化を図ります。

<背景／課題>

- ・「総合的なTPP等関連政策大綱」に即し、新たな国際環境の下で、原木供給の低コスト化を含めて合板・製材の生産コスト低減を進めることにより、競争力の強化を図る必要があります。
- ・また、構造用集成材等の木材製品の競争力を高めるため、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、効率的な林業経営が実現できる地域における原木供給の低コスト化等を推進する必要があります。

政策目標

国産材の供給・利用量の増加
(2,700万 m^3 （平成28年）→4,000万 m^3 （平成37年）)

<主な内容>

1. 合板・製材・集成材生産性向上・品目転換促進対策 32,867百万円

川上から川下までの林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づく以下の取組に対し支援します。

その際、川上との安定供給に係る協定締結等に取り組む工場、意欲と能力のある林業経営体や資源の充実した森林等に対して重点的に支援します。

(1) 木材産業の体質強化対策

合板・製材・集成材工場等の大規模化・高効率化を始め、低コスト化を図るための加工・流通施設の整備、競争力強化に向けた地域における「再編計画」に基づく工場間連携や競争力のある高付加価値の品目への転換等に対し支援します。

(2) 原木の低コスト供給対策

原木を低コストで安定的に供給するための間伐材生産、管柱等の原料となる主伐材の供給に対応した路網と土場等の一体的な整備、高性能林業機械の導入等に対し支援します。

2. 森林整備事業（公共） 6,000百万円

体質強化計画の事業対象区域において、幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐を実施し、合板・製材・集成材工場等に低コストで安定的に原木を供給します。

3. 木材製品の消費拡大対策 1,133百万円

これまで木材利用が低位であった非住宅分野を中心とする建築物において、JASの格付実績の低い構造材（無垢製材、CLT）を積極的に利用する普及・実証の取組に対し支援します。

交付率：定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等）
事業実施主体：国、都道府県、市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、民間団体等

お問い合わせ先：

1の事業全体	林野庁計画課	(03-6744-2300)
1(1)及び3の事業	林野庁木材産業課	(03-6744-2290)
1(2)及び2の事業	林野庁整備課	(03-6744-2303)
1(2)のうち機械関係	林野庁経営課	(03-3502-8055)

合板・製材・集成材国際競争力強化対策

【平成29年度補正予算額:40,000百万円】

概要

林業・木材産業等関係者の参画により都道府県が作成する「体質強化計画」に基づき、生産・流通・加工コストの一体的な削減のための取組等を支援し、合板・製材・集成材等の木材製品の国際競争力の強化を図ります。

原木の低コスト供給対策

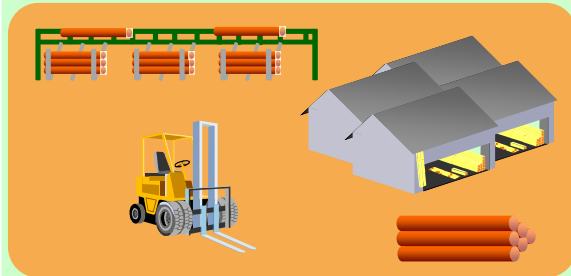
- ・原木を安定的に供給するための間伐材生産
- ・管柱等の原料となる主伐材供給にも対応した路網整備、高性能林業機械の導入

森林整備事業（公共）

- ・幹線となる林業生産基盤整備道等の路網整備と搬出間伐の実施

木材産業の体質強化対策

- ・大規模・高効率化や低コスト化に向けた加工・流通施設の整備



合板・集成材工場等

木材製品の消費拡大対策

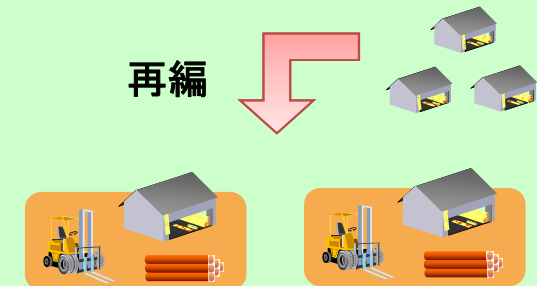
- ・非住宅分野を中心とした建築物におけるJAS構造材*の消費拡大に向けた取組への支援



*:JAS格付実績が低位な、人工乾燥機械等級区分製材、2×4製材、CLT

木材産業の体質強化対策

- ・工場間連携や他品目への転換を促進するための加工・流通施設の整備



製材工場等

体質強化計画に参画する意欲と能力ある経営体に対して都道府県経由で支援するとともに、消費拡大対策を実施

「クリーンウッド」利用推進事業

【150百万円】

対策のポイント

「クリーンウッド法」に基づく木材関連事業者の登録開始を受け、国が提供すべき生産国の木材流通等に関する情報の充実、木材関連事業者の登録の促進に緊急に取り組みます。

<背景／課題>

- ・TPP協定「環境章」において、各国における違法伐採の抑止に働く行政措置の強化が規定されました。これを踏まえて、平成29年5月に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（通称「クリーンウッド法」）が施行されました。
- ・平成29年11月から、クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録が開始されたことから、木材関連事業者が合法性の確認を行うために必要となる生産国の現地情報を早急に収集・提供するとともに、木材業界以外の木材関連事業者に対しても登録の促進を働きかける必要があります。

政策目標

「クリーンウッド法」の登録木材関連事業者数（13,000業者（平成32年度））

<主な内容>

1. 生産国における現地情報の収集

80百万円

木材関連事業者が取り扱う木材等の合法性の確認を適切に実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する情報を収集します。

（委託費）
委託先：民間団体等

2. 木材関連事業者の登録促進

70百万円

家具、建築・建設等の事業者を対象として、クリーンウッド法に基づく登録促進に向けた働きかけ等の取組を実施します。

（委託費）
委託先：民間団体等

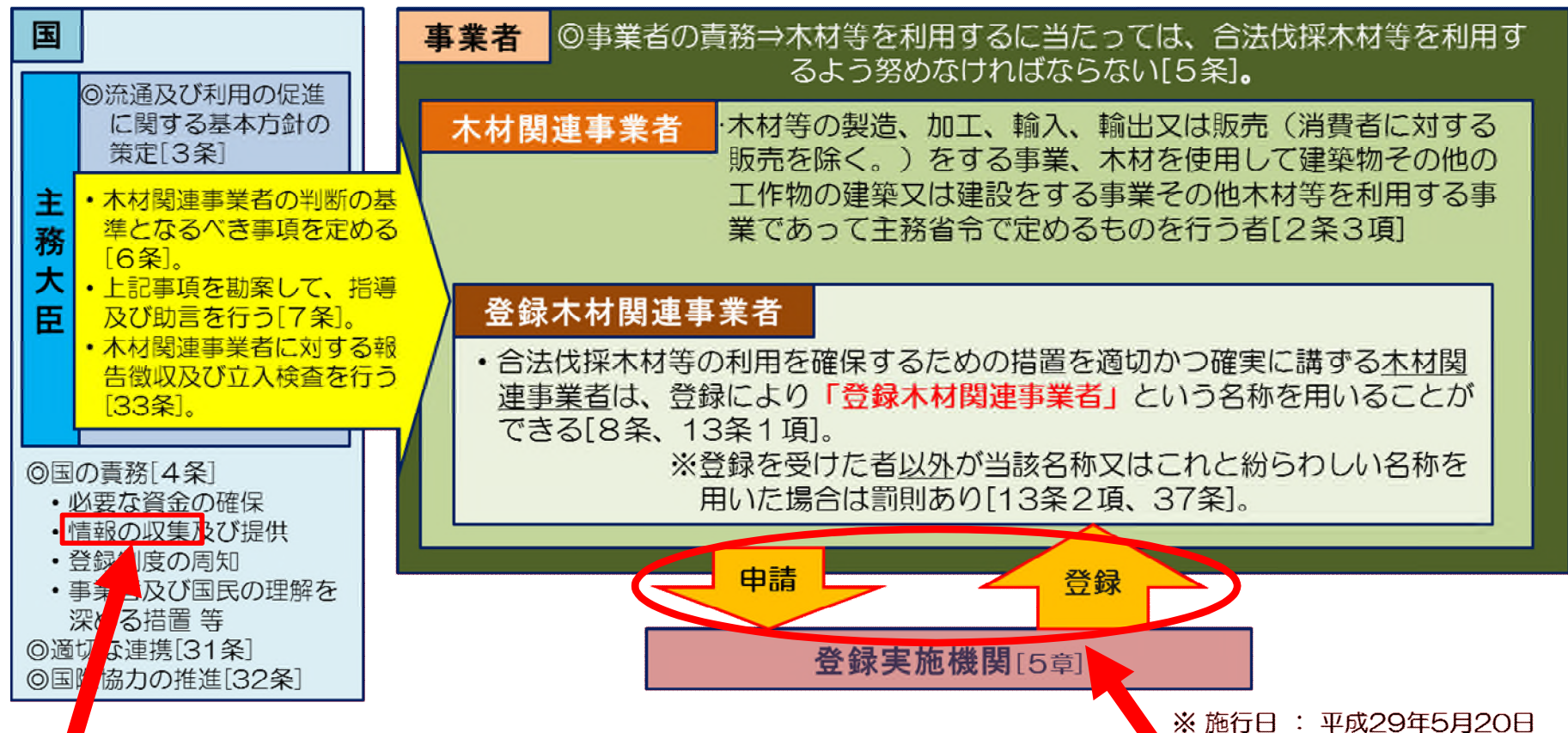
（お問い合わせ先：
林野庁木材利用課（03-6744-2496））

「クリーンウッド」利用推進事業

平成29年度補正予算額
150百万円（委託）

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）が施行され、平成29年11月から木材関連事業者の登録が開始されたことから、現地情報の収集により、国が提供する情報の充実を図るとともに、木材関連事業者の登録促進を緊急に実施。

●「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」のスキームと平成29年度補正予算における実施事項



生産国における現地情報の収集

○木材関連事業者が取り扱う木材の合法性を適切に確認するため、生産国における木材の流通や関連法令等に関する情報を収集。

木材関連事業者の登録促進（木材業界以外）

○家具、建築・建設関連等の事業者を対象として、クリーンウッド法に基づく登録の促進に向けた働きかけ等の取組を実施。